

【議事録】（概要）

会議名	第2回 第6次芦屋町総合振興計画部会（第2部会）	会場	芦屋町役場 44会議室		
日時	令和2年10月2日（金） 19:00~20:10				
件名・議題	1) 部会長あいさつ 2) 議事 ①基本計画（案）について 3) その他				
委員の出欠	会長	廣川 祐司	出	古野 嘉子	出
	副会長	吉岡 学	出	鹿島 由美	出
	委員	中山 孝泰	出	辻本 一夫	出
		中西 隆雄	出	長島 毅	出
		黒山 敏治	欠	大庭 朱美	出
		松元 勝彦	出	倉田 智美	出
合意・決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『第7章 第1節 生涯学習』において、「生涯学習」と「社会教育」どちらの用語がふさわしいか、事務局から担当課に確認を行うことで合意した。</li> <li>・ 『第5章 第1節 農業』において、現状・課題の内容について事務局から担当課に確認を行うことで合意した。</li> <li>・ 部会での審議が最後となるため、最終的な修正内容の確認については、意見を出した委員、部会長及び副部会長に一任することで合意した。</li> </ul>				

## ■第2回 第6次芦屋町総合振興計画審議会（第2部会） 議事録

### 1 前回からの基本計画（案）変更点について

（事務局）

前回の審議における変更点等について説明。

（委員）

『第1章 第1節 人づくり』について、前回の意見が反映されてよかった。第5次芦屋町総合振興計画との差別化が図られ、また、強い姿勢を示せる。ささいな行動でも町を良くするという自覚を持ち、町への誇りや愛着を育ててもらえればよい。

### 2 議事

#### （1）基本計画（案）について

（事務局）

議事1「基本計画（案）」について説明。

#### ①第7章 第1節 生涯学習～第4節 国際交流

（委員）

『第4節 国際交流』主要施策『1) 国際交流の推進』の①について。ホームステイ事業を実施しているが、そのホームステイ事業と国際交流協会の活動につながりが無い。つながりを持つため、ホームステイに参加した生徒を教えてほしいと相談に行ったが、プライバシーの問題で教えられないとのことであった。何かしらの形で接点を持ち、双方の事業効果が向上できればよいと考えている。

（事務局）

総合振興計画は大きな方向性を定義するので、「接点の創出」といった記載は難しいが、担当課に委員から意見があったことを伝え、実現できる方策を考えるところから取り組みを検討したい。

（委員）

事業の細部までは載せられないと思うが、実施計画などに反映いただけるとありがたい。

（委員）

『第1節 生涯学習』の主要施策『1) 社会教育の推進』について。近年は生涯学習という言葉が使われることが多いが、「社会教育」「生涯学習」のどちらの言葉が適切か、事務局の考えを聞きたい。現状と課題の①には「生涯学習」が使用されているので気になった。

(事務局)

「生涯学習」というくくりの中に、社会教育や生涯スポーツが入る。芦屋町教育大綱は社会教育と学校教育の2つで構成されている。「生涯学習」か「社会教育」のどちらが適切かは担当課に確認させていただきたい。

(委員)

『第3節 歴史・文化』の主要施策『2) 芦屋釜の振興』について意見を述べたい。芦屋釜の里は文化施設という位置付けで、収益施設という取り扱い方はタブーであったと思う。地域文化の拠点施設としての性質を持ちながらも、観光拠点になるとよいと思う。

## ②その他、第1部会の審議範囲の内容について

(委員)

『第5章 第1節 農業』について、3点意見を述べたい。

まず1点目は、1市4町の農業振興連絡協議会の計画に基づいて行政施策を進める、というのであれば理解できる。気になるのは、現状と課題の③「認定農業者の高齢化による離農により更なる減少が見込まれる」の箇所である。認定農業者は13人のうち8名が50代以下であるため、高齢化とは言えないのではないか。補助事業を受ける場合は認定農業者でないと受けられないため、行政としても認定農業者を増やす方を推進していくべきではないか。現状をもう一度確認させていただきたい。

2点目は、現状と課題の⑥にある「レンゲ・菜の花の種子の助成」は、令和元年度は事業自体を行っていないと思うので、確認をさせていただきたい。

3点目は、現状と課題の②にある「ブランド化」について。田屋ねぎ、かおりっこ、芳香しそは、それぞれ生産者も少なく、共同出荷するほどの規模もない。ブランド化を進めるというのが正しい方針なのか、再度確認した上で修正を検討してもらいたい。

(事務局)

指摘の3点について回答する。

1点目について、提案をされているものなので、事務局より担当課に再度確認する。

2点目については、表現が正しくないのかもしれない。制度自体はあるが、直近年度の実施状況を把握した上で、修正を検討する。

3点目については、ブランド化し付加価値が生まれている農産物の現状を記載している。

(委員)

3点目の「ブランド化」について、「付加価値の高い生産物を維持し、農業経営の安定化を図る」ということであれば理解はできるが、今の記載では言葉足らずだと思う。

(事務局)

指摘された3点は、まずは担当課に確認させていただきたい。

(委員)

『第5章 第4節 観光』について。『第2節 水産業』では漁業には漁協など具体的な団体名の記載があるが、観光には観光協会の団体名が出ていない。観光協会の名前を記載してはどうか。

(副部長)

指摘の通りだと思うので、必要があれば観光協会の名称の追加をいただいて問題ない。

(事務局)

ご指摘いただいた内容は現状と課題にあり、具体的な内容は個別調整が必要だが、観光協会が観光振興における中心的な団体なので、問題なければ文言を追加したいと思う。

(部長)

観光協会について、文言を追加していくということによいか。

(委員全員)

異議なし。

### ③計画の実現に向けて

(委員)

行財政運営について。モーターボート競走事業からの繰入金金は町の財源において大きな割合を占めているので、行財政運営の中でも触れるべきでないか。また、芦屋町は過疎地域と認定されており、過疎債を上手く活用していると思う。総合振興計画の主要施策に取り組む中で、財源の確保は不可欠であるため、過疎地域ということと、モーターボート競走事業について触れておくべきではないか。

(事務局)

主要施策『1)健全で持続可能な行財政運営を行います』は、経費削減など行政改革の取り組みを示す内容であるため、モーターボート競走事業には触れていない。なお、モーターボート競走事業は重要な財源であるため、主要施策『2)モーターボート競走事業の売り上げ向上を進めます』として位置付けている。

また、過疎地域に関して、平成14年度に指定を受け、いわゆる過疎債を活用してハード整備等を行っている。町の財源として重要なものではあるが、現行法では今年度までとなっている。今後、新法が制定される中で、芦屋町が指定されなければ、過疎債が利用できなくなる。事務局としては、新法のもとで指定されるか分からない状況では特に記載しない方がよいと考えている。

(委員)

主要施策『2) 職員の育成や資質向上を図ります』について。人事評価制度の見直しと能力開発は2段書きにして、それぞれ別に立てた方がいいのではないか。

(事務局)

資質向上という目標に沿うものであるため、並列で記載している。分けた方が明確だというのであれば分けてもいいかもしれない。ただし、職員の資質向上は1部会の審議事項である。が、

### ③部会長提案

(部会長)

『第1章 第1節 人づくり』について。現状と課題の⑤「関係人口の創出・拡大を図り」という文言の追加を提案させていただきたい。過疎という話題も出た中、まちづくりを応援する人を町外からも発掘していくことを目指すとよいと考えている。

(委員)

賛成である。今、町が取り組みつつある芦屋港のレジャー港化などは町民だけではできない。町外の力を積極的に取り入れていくという点で賛成したい。

### ④施策の大綱について

(部会長)

特に修正がなければ、1部会としてはこの内容で承認するということでよろしいか。

(委員全員)

異議なし。

## 3 その他

### 【事務局検討事項】

部会での審議はこれが最後となるため、検討事項として残っている2点については担当課に再度確認の上、指摘した委員、部会長、副部会長に内容を変更するかも含め一任するとしてよろしいか。

1点目は『第7章 第1節 生涯学習』において、現状通り生涯学習とするか、社会教育とするか。

2点目は『第5章 第1節 農業』の現状と課題の修正。

(委員全員)

異議なし。

**【事務連絡】**

次回審議会については10月22日（木）19：00から役場3階31会議室で予定している。

以上